

◇村 田 薫 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、5番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（5番 村田 薫君 登壇）

○5番（村田 薫君） おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項は、給付型奨学金制度の創設をお願いするものです。

親の就労不安定や低賃金などによる経済的理由や親の進学への理解が欠如しているなどの諸般の事情を持つ家庭の子供に進学之机をを与え、その志を遂げさせてやることは、社会通念上大切なことと思ひ、町の考へをお伺いするものでござひます。子供の貧困をめぐっては、進学や就職を諦め、大人になってからみずからも経済的に困窮する深刻な貧困の連鎖が続くと指摘されてひます。生まれ育った環境に左右されず、世代を超えて貧困が連鎖しない教育政策は必要ではないでしょうか。優秀な学生を高校、専門学校、大学、大学院へと進学させてやるには、給付型の奨学金はぜひとも必要であると思ひております。

また、親にとりましても、少しばかり勉学のできる子供が私立の医学部に進学したいなどと言ひ出したときには、まずはやめておけと言ひ言葉が先に出るのが多いのではないのでしょうか。

国内には給付型の奨学金制度を制定し、教育の機会均等を図っている自治体はまずはないだろうと思ひながらも一応調べてもらったところ、全国1,741の市区町村のうち124の自治体が制定しており、町単独のものは21の町にありました。教育にかける日本の情熱に感嘆し、安心した次第です。高度成長期やリーマンショック前までは、子供の貧困対策などを取り上げるということはずはなかつたことですが、今では大きな社会問題となっていることは、町当局の承知するところでは。当町から、後藤宙外、小杉天外、坂本東嶽らの文学者を輩出したその背景には、立志齋、交文舎、酔経学舎などの私塾が商人や地主の篤志家に支援され、多くの方々があすを夢見て学び、今日の文教の町と言われる礎をつくりました。最近のNHKの調査によりますと、貸与型奨学金を受けた53%の子供たちが返済不能で、その数は年々増加傾向にあるということでした。

将来、当町の発展、または社会に貢献する有為な人材の育成につながる給付型奨学金の制度の新設をお願いすることについて、町の考へをお伺いするものです。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。家庭の経済状況にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けることができるようにすることは、極めて重

要なことであります。そのための教育の機会均等を図るための奨学金制度に関しては、まず国が制度を制定し、県・市町村が地域の実情に応じて制度の不足する部分を補完することが必要であると理解しております。その奨学金制度の現在の状況は、全国の学生を対象とする独立行政法人日本学生支援機構があり、秋田県の学生を対象とする秋田県育英会があります。そして、我が美郷町でも奨学金制度を実施してきており、貸与額は高校生が月額1万5,000円、専門学校生、大学生等は月額4万円となっており、返済は無利子としているところであります。

このような状況の中で、国では平成22年度から高校授業料の無償化に取り組み、さらに本年度からは制度の一部を改正し、高校生を対象とした返済不要の奨学給付金制度を導入しております。また、大学生等を対象とした支援に関しては、無利子奨学金の拡充や償還据置期間の延長などの改善策を講じて、経済的な理由にかかわらず就学の機会を得られるようにしてきております。さて、ご質問の給付型奨学金制度についてであります。国やほとんどの都道府県で実施しておらず、秋田県内の市町村においても、実施しているところはありません。また、日本学生支援機構の調査結果によりますと、全国で給付型奨学金制度を導入している自治体はおよそ6.8%であり、その中で専門学校、大学等を対象としたものは、およそ2.4%でありました。

このように実施している自治体が極めて少ないのは、財源問題を初め、給付の基準設定、高等教育を受ける者と受けない者との公平性が担保できるかどうかなど、難しい問題が存在しているところであります。当町では、今後も、国・県・他市町村の動向を注視しながら、意欲と能力のある学生が経済的理由により就学を断念することがないように現行の制度にて支援に努めてまいりたいと考えており、現段階では給付型奨学金制度は導入しない方針でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。答弁は以上でございますが、なおこのたび議会の皆様方のご理解をいただきまして、私は今後も教育長を務めさせていただくことになりました。厚く御礼を申し上げます。微力ではありますが、美郷町のために力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）村田 薫君。

○5番（村田 薫君） 答弁、大変ありがとうございました。

まず、現行の制度の範囲内というお話でしたけれども、これはまず教育長へ個人的なお話を、質問的なものを差し上げる形になりますけれども、まず先ほどお話の中にもありましたけれども、県内に給付型奨学金制度を実施している自治体はございませんが、教育長が長い間教育現場で教鞭をとられ、この教育者の目線から見て、教育にとりまして給付型奨学金は、今いろんな答弁の中でもございましたけれども、本当に必要でないものか、また何らかの形で必要とするも

のか、そこら辺ちょっと厳しい質問ですが、お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） 先ほど答弁でも述べたところでありますが、まず基本的なこととして、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲があり、能力がある子ども全てが質の高い希望する教育を受けられるように、そしてそのことによって一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばしていきけるようにしていくということで力を尽くしていくことは大変重要であると考えております。

そのための一つの方策であります給付型奨学金制度につきましては、先ほども述べましたが、まず国が制度を実施すべきであるというふうに考えております。それはなぜかと申しますと、教育機会均等の憲法、教育基本法の原則からしますと、国内で地域によって格差が出るということはやはり問題があること。そういう意味で全国一律のそういう制度が必要であるということが一つであり、また制度を実施するときに、給付型奨学金を実施するとき、必要とする一部の人のみで、非常に経済的に厳しい人だけということが国民的合意を得られるかどうかという問題があると思います。しかも大学に行かないで働いている方もいたりします。その辺の合意を得ていく制度にするためには、やはりまず必要とする給付金、奨学金を必要とする多くの人に給付するような制度でなければ、しかもいろんな形で総合的な対策も兼ね備えたものでなければ、なかなか国民的な合意、理解を得た形での実施は難しいだろうと。もしそれをまた実施とするならば、非常に多くの財源を必要とすることは申すまでもありません。それができるのは、国であります。国でなければできないことであると考えております。そういうふうに考えているわけですが、このことに関して国の動きとしましては、ことし4月4日の政府の第1回子どもの貧困対策会議において下村文部科学大臣は次のように発言をしております。「大学等の教育段階において、将来的に給付型奨学金の創設を目指し、まずは奨学金の有利子から無利子への流れを加速させるための無利子奨学金のさらなる拡充を考えていきます」という発言です。それから、9月2日の秋田魁新報の記事の中に政府が8月29日の閣議で子どもの貧困対策大綱を決定したという記事がありますが、その中で、政府は当初返済義務のない給付型奨学金創設を大綱に盛り込むことを検討したが、財源のめどが立たず見送ったというような記事も書かれておりました。国がこの給付型奨学金を検討していることは確かではありますが、私としましては、今後国の動向に期待を込めて注視をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、村田 薫君の一般質問を終わります。